

議案第14号

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町営住宅の設置、設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例（平成9年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。